公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５３６号

神奈川県平塚市出縄227番地の10　ニューシティ湘南Ｂ―103、前住所神奈川県平塚市日向岡１丁目３番13号
債務者　池上　節子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８１号

神奈川県平塚市河内185番地の４
債務者　小川　　保
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３２号

徳島市南昭和町６丁目55番地の４　佳都美マンション502号、旧住所徳島市沖浜町明治開332番地の38
債務者　井関　栄子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀金　　博
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号

徳島県阿南市那賀川町黒地477番地８
債務者　平山　正光
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　晋介
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１４号

徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地　県営住宅阿南団地
債務者　吉原　雅之
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住吉　昭二
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第２７号

福岡県小郡市三沢3951番地３
債務者　中原久仁子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澄　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５０号

福岡県久留米市西町548番地４
債務者　竹之内幸夫
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７１号

千葉市緑区おゆみ野３丁目20番地１　オーシャンビュー参番館703号
債務者　眞中　義行
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永冶　衣理
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４１号

名古屋市北区西味鋺４丁目530番地　西あじま荘２棟311号
債務者　高橋　利夫
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　尚志
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９４号

名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３　上飯田第二市街地住宅１棟526号
債務者　川野　照明
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長坂早余子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５号

大阪府柏原市上市１丁目３番15号　鉄道寮211号
債務者　西村　年久
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１号

福井市大宮６丁目14番32号、旧住所福井県勝山市北郷町坂東島第20号12番地
債務者　水上　公男
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２号

新潟県佐渡市泉乙16番地
債務者　北見　純二
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　佳和
4　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
新潟地方裁判所佐渡支部